

第10回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第10回岩手町農業委員会総会は、令和6年4月23日、午後3時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届について

日程第5 報告第2号 農地法により貸借された農地の解約について

日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第7 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 幅 清一

2番 福浦 昌博

3番 佐々木 金見

4番 菊池 暢子

5番 藤澤 暁宏

6番 府金 秀一

7番 田中 正志

8番 瀬川 浩美

9番 佐々木 夏子(職務代理)

(議長)10番 福士 好子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 松田 伸

農地利用係長 千葉 優子

副主任 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 中関 康一

(開会時刻 午後 3 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第10回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、1 番幅清一委員、7 番田中正志委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎報告第1号

議 長 日程第4、報告第1号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 報告第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法施行規則、転用の例外該当届について、農地法施行規則第29条第16号の規定により、転用の例外届があったので報告するものであります。

議案書5ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は、大字江刈内第24地割地内の登記地目、畑及び田、現況地目、畑及び田の3筆、計372.84㎡、同じく大字川口第17地割地内の登記地目、畑、現況地目、畑2筆139.93㎡、同じく大字川口第48地割地内の登記地目、畑、現況地目、畑28筆5102.51㎡について、岩手変電所盛岡市玉山から北岩手変電所一戸町間の架空送電線張替及び鉄塔立替工事実施に伴い、作業場及び工事用地として東北電力ネットワーク株式会社から届出があったものでございます。なお、予定工期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

場所につきましては、10ページをご覧ください。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

6番府金委員 大坊の辺り、道路を通すとか工事用地にするとか同じような案件、農地以外のそういう申請はあるのですか。

副 主 任 町道、県道、そこを工事用地として使う所もあるようで、そちらに関しては、それぞれ全て済ませていますし、山の中を通っていますので、そちらの関係の手続きも済んでいるそうです。

1番幅委員 昨年江刈内の方、鉄板敷いて工事していたが。

副 主 任 江刈内の工事は昨年9月の総会で報告したのですが、最初はそこをやって次はこの工事ということです。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号

議 長 日程第5、報告第2号、農地法により貸借された農地の解約について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案書は、11ページをご覧ください。

農地法により貸借された農地の解約について、貸借について合意解約の通知があったので報告するものでございます。

12ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は、大字川口第2地割地内の田 6,098 m²について、3条賃貸設定をしていた9筆を解約するものでございます。なお、解約した農地のうち3筆分については次の議案第1号にもありますように金額・契約期間等変更し再度許可申請予定であります。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第2号を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第6、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第1号。議案書は、13ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。

14ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は、大字川口第2地割地内及び大字川口第4地割地内の田3筆計 2,050 m²について、申請筆数、期間、金額を見直した上での賃貸借権再設定を行うものでございます。

場所については、17ページをご覧ください。

続いて15ページをご覧ください。

番号2、土地の所在は、大字久保第8地割地内の畑1筆 3,215 m²について、記載の岩館さんの要望により、増反することについて使用貸借権設定許可申請するものでございます。

場所については、18ページをご覧ください。

16ページをご覧ください。

番号3、土地の所在は、大字五日市第12地割地内の畑1筆 525 m²について、譲受人である●●さんが農業を始めるため、譲渡人の●●さんより土地代総額 10万円にて所有権移転・売買許可申請をするものでございます。

場所については19ページをご覧ください。

続いて16ページ、番号4、大字一方井第2地割地内の畑1筆 3,891 m²について、記載の●●さんが相続により取得したが耕作できないとの事で、記載の●●さんが引継ぎ耕作していくため、土地代総額 30万円にて所有権移転・売買許可申請をす

るものでございます。

場所については20ページをご覧ください。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いします。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

中関推進委員 現地調査の結果について、推進委員の中関から報告いたします。

本日、午前9時から、佐々木委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請、受付番号1番から4番の農地について報告します。

1番の農地は●●の南西約500メートルと700メートルの所にそれぞれあり、どちらも耕作管理されておりました。

2番の農地は●●の南約500メートルの所にあり、耕作管理されておりました。

3番の農地は●●の東約150メートルの所にあり、保全管理されておりました。

4番の農地は●●の北約400メートルの所にあり、保全管理されておりました。

申請に際し、譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。4番の方は何の作物をやるのですか。

副 主 任 申請の時点では、アスパラ、トマト、スイートコーンとなっております。

4番菊池委員 番号1番、●●さんが借りていた9筆の内3筆ということですが、残りの6筆は●●さんが耕作されるのですか。

副 主 任 岩崎さんが耕作すると聞いています。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議 長 日程第7、議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は21ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

22ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は、大字一方井第14地割地内の田81㎡について、先代所有者が昭和48年頃に機械格納庫を建設し現在の状態のまま承継されており、今後農地として復旧する事は難しい状況でございます。

場所につきましては、23ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

中関推進委員 現地調査の結果について、推進委員の中関から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号1番の農地について報告します。

1番の対象地は●●の東約100メートルの所にあり、申請通り倉庫が建てられているのを確認いたしました。

今回の対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第3号

議 長 次に日程第8、議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は24ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和6年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、25、26ページをご覧ください。

土地の所在は、大字久保第7地割地内の田1筆2,965㎡、同じく久保第8地割内の田4筆7,476㎡、計5筆10,441㎡について、先月の総会で承認された売買支援事業により岩手県農業公社が取得した田5筆について、記載の●●さんが土地代100万円、10アール当たり95,776円にて岩手県農業公社から同額で取得するものです。公社では所有権移転後、あっせんしている認定農業者へ売買する事になります。以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって会議を閉じ、第10回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時49分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

1 番

7 番